

令和5年度 施設等利用給付認定 手続受付期間

令和5年度の施設等利用給付認定の受付は下記のとおり行います。
新たに新2号認定が必要な場合は事前のご準備をお願いします。

新規認定開始希望日	受付締め切り日
令和5年5月1日以降	令和5年4月17日
令和5年6月1日以降	令和5年5月15日
令和5年7月1日以降	令和5年6月15日
令和5年8月1日以降	令和5年7月17日
令和5年9月1日以降	令和5年8月15日
令和5年10月1日以降	令和5年9月15日
令和5年11月1日以降	令和5年10月16日
令和5年12月1日以降	令和5年11月15日
令和6年1月1日以降	令和5年12月15日
令和6年2月1日以降	令和6年1月15日
令和6年3月1日以降	令和6年2月15日

1. 毎月原則15日を締切としています。(15日が土日祝日の場合は翌営業日)
2. 書類不備の場合は受付ができませんので余裕をもった手続きをお願いします。
3. 就労認定の方で、雇用期間に合わせて年度途中で認定の切れている方は、契約更新の都度、就労証明書の提出をお願いします。認定期間終了後、1ヶ月を過ぎて提出された場合は、提出いただいた翌月からの認定更新となり、その間の認定はできませんのでご了承ください。

